

よくあるお問い合わせ

本事業に関するお問い合わせを掲載いたしましたので、事業を活用する際に御参考ください。(随時更新予定)

No.	区分	質問	回答
1	全般	交付決定前に購入した介護ソフトや介護ロボット等も補助の対象になるか。	補助対象外となります。
2	全般	過去に介護ロボット導入支援事業やICT導入支援事業で補助を受けている場合、申請に制限はあるか。	本事業は、従前の導入支援事業と異なる事業として扱います。 このため、令和5年度に補助を受けて事業中であっても申請することができます。
3	全般	他の補助金と重複して交付を受けられるか。	できません。 例えば、他の補助金事業において、タブレット端末を購入する場合、当該支援を受ける部分については、本事業の補助対象となりません。
4	申請者	同一法人から複数の事業所の申請は可能か	可能です。 ただし、申請書は事業所毎に作成してください。
5	申請者	同一法人でいくらまでという上限額や、申請できる事業所数に制限はあるか。	制限を設けていません。
6	申請者	交付対象者は、県内の介護サービス事業者（以下「事業者」という。）とあるが、総合事業（通所型サービスB等）の事業所は対象となるか。	介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、介護事業所に含まれず、補助対象外となります。
7	申請者	養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等は対象となるか。	本事業は、介護保険法に基づくサービス事業者を対象としていることから、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合は対象となります。
8	申請者	在宅系サービス（訪問看護等）は対象となるか。	介護保険法に基づく指定等を受けており、介護保険事業所番号が交付されていれば、対象になります。
9	申請者	同一施設内で介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を実施する共生型サービスを行う事業所は対象となるか。	介護保険サービスの指定を受けている場合は、補助対象となります。 なお、本補助金は介護現場の生産性向上による職場環境の改善及び介護サービスの質の向上を図ることを目的としているため、本補助金で導入した介護ロボット等は、原則として介護保険サービス利用者の介助等に使用するものとします。
10	介護ロボット	導入予定の介護ロボットで、部品などを定期的に交換しな	本事業は「介護ロボット本体」の導入に対する補助事業であるため、消耗品やオプション品は対象

		ればならないものがあるが、そのような消耗品やオプション品は補助対象となるか。	外です。 (介護ロボットの導入に際し、本体の一部として納品された消耗品は補助対象とします。)
11	介護ロボット	見守り介護ロボットを複数台購入予定だが、動作するには併せてロボットを統括する管理サーバーも必要となるが、補助の対象となるか。	ロボットの動作に必要なとなる付属品は補助対象とします。管理サーバーはロボットの利用に不可欠な機器であるため、補助の対象となります。
12	I C T	通信環境整備(Wi-Fi)を申請したいが、「I C T等の導入支援」と「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」のどちらで申請すれば良いか。	見守り機器を効果的に活用するために整備する場合は、「見守り機器の導入に伴う通信環境整備(介護テクノロジーのパッケージ型導入支援)」として申請してください。 記録業務、情報共有業務、請求業務の一气通貫で行う事が可能な介護ソフトを導入し、Wi Fi 環境を整備する場合は、「I C T等の導入支援」で申請してください。
13	I C T	I C T 等導入支援事業の職員数について、どのようにカウントすべきか。	職員数については、申請時点における「常勤換算方法により算出された人数」としてください。 また、職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、I C T の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えありません。 なお、居宅を訪問してサービスを提供する職員(訪問介護員、居宅介護支援専門員等)及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数(常勤・非常勤の別は問わない)としても差し支えありません。
14	I C T	一气通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一气通貫になる 転記が不要になる場合にも対象として良いか。	1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば補助対象とします。また、複数の介護ソフトを連携させるためのソフトウェアも本補助金の補助対象とします。
15	I C T	既に一气通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一气通貫のために介護ソフトを購入する場合(音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等)は対象となるか。	対象となります。
16	I C T	ケアプランデータ連携システムのライセンス料は補助対象となるか。	対象となります。 ただし、対象となる費用は当該年度分(1年分)に限ります。翌年度以降の利用料等については対

			<p>象外です。</p> <p>なお、交付決定前に締結した契約、支払った費用については対象外です。</p>
17	ICT	事業所に置くパソコンやプリンター等の端末は補助対象外だが、持ち運びを想定し導入する場合は補助対象となるか。	持ち運びを前提としたモバイルパソコンは補助対象とします。
18	ICT	オンプレミス型でサーバーを設置する場合、サーバーの費用は補助対象となるか。	サーバーの費用は補助対象となりません。本事業で補助対象となるタブレット端末等については、訪問先などへ持ち運んで使用するものを想定しています。
19	ICT	タブレット等の導入にあたりメーカーや販売店が提供する延長補償への任意加入は補助対象となるか。	補助対象外となります。
20	ICT	タブレット端末やインカム等、付属品（ケース、画面防護用シート等）は対象となるか。	本体以外の付属品は原則として対象外です。 なお、本体と一体不可分のもの（それがないと本体を利用できないもの）については対象とします。
21	ICT	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	要綱上、当該年度中の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象になります。 なお、実績報告提出期限（令和7年2月28日）までに支払いが完了していることが必要です。
22	パッケージ型	複数の事業所での機器等の導入を検討しているが、A事業所で介護ロボットを導入し、B事業所で介護ソフトやタブレット端末を導入する場合、異なるテクノロジーの組み合わせとして、パッケージ型で申請することは可能か。	パッケージ型での申請はできません。 各事業の補助要件については、事業所ごとに満たす必要があります。パッケージ型導入支援事業で申請いただく場合は、1事業所内で、複数のテクノロジーを組み合わせる必要があります。
23	パッケージ型	組み合わせる介護テクノロジーについて、同じカテゴリーのテクノロジーを認められるか。	異なるテクノロジー場合を対象とします。 ○：見守り・コミュニケーション×介護業務支援（例：見守り機器×ICT） ×：見守り・コミュニケーション×見守り・コミュニケーション
24	パッケージ型	通信環境を整備してインカムを導入したいが、「パッケージ型導入支援事業」と「ICT等の導入支援事業」のどちらのメニューで申請すればよいか。	①介護ソフトや他のテクノロジー機器等と併せてインカムを導入する場合 →「パッケージ型導入支援事業」（ア 介護テクノロジーのパッケージ型による導入）で申請 ②導入済み又は当該年度に導入する「見守り機器」

			<p>を効果的に活用するためにインカムを導入する場合 →「パッケージ型導入支援事業」(見守り機器の導入に伴う通信環境整備)で申請</p> <p>③導入済みの介護ソフトを活用するためにインカムを導入予定であり、インカムの他に機器の導入がない場合 →「ICT等の導入支援事業」で申請</p>
25	導入支援	<p>導入に当たって「第三者による業務改善支援」又は「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」による支援を受けることは必須か。 また、どのような支援を受けることで、本事業の補助の要件を満たしたことになるのか。 できるだけ費用をかけず要件を満たしたい。</p>	<p>本事業では、「第三者による業務改善支援」又は「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」を通じ「業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため」の支援を図ることを補助要件としています。 有償・無償であることは問いません。</p> <p>①有償の取組をする場合 「第三者による業務改善支援」として、コンサルタント等を活用し、有償の取組を行う場合には、補助要領のとおり経費の一部を補助します。</p> <p>②無償の取組をする場合 「介護現場における生産性向上の取組に関する研修・相談等」として、無償の研修会への参加や相談を行うことで要件を満たしたものとします。 ・「とちぎ福祉プラザモデルルーム 福祉用具・介護ロボット相談・活用センター」への相談、研修会への参加 ・厚生労働省主催の「介護現場の生産性向上ビギナーセミナー」をオンライン・オンデマンドで受講する。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei_seminar2024.html</p>
26	導入支援	<p>機器の導入にあたっての説明や研修は補助対象となるか。</p>	<p>使用方法や設定に係る説明・研修は、あくまで実用的な技術的支援であり、本メニューにおいて対象とする「業務効率化に向けた課題解決につなげ、当該取組を継続的に行うため」の支援とは言い難いため、対象外となります。なお、各機器の導入に係る費用として「介護ロボット等の導入支援事業」、「ICT等の導入支援事業」、「パッケージ型導入支援事業」において計上することは可能です。</p>
27	見積書	<p>見積書について、募集開始の告</p>	<p>申請日が見積書の有効期限内であれば構いません</p>

		知がある前に取った見積書でもよいか。	ん。
28	見積書	導入しようとしていた機器の納品が令和7年4月以降になる見込みだが、補助金の対象となるか。	補助対象外となります。 補助金の交付にあたっては、令和7年2月28日（金）までに事業を完了させ、実績報告を提出いただく必要があります。
29	見積書	見積書に消費税の記載は必要か。	消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれないため、本体価格と消費税分が明確に分かる形で記載されていれば構いません。税抜きか税込みか分かる形で作成するよう見積書を作成してください。
30	見積書	Amazon等のネット通販サイトからの購入が最安値となるため、そちらから購入したいが、見積書の徴取が困難な場合、どのように対応すべきか。	補助金の交付申請にあたっては、原則として見積書の添付が必要です。ただし、相談の事例のように、見積書の徴取が困難な場合は、購入予定の機器等について、申請時点の価格が分かる資料（該当ページのスクリーンショットなど）の添付でも可とします。
31	見積書	通信環境整備の見積書が「一式」となっているがよいか。	補助対象経費を正しく算定できないため、受理できません。より内訳が示された見積書を用意してください。
32	補助対象経費	見積書等で、まとめ値引きがされているがよいか。	全てが補助対象であれば構いませんが、補助対象外の項目が含まれている場合、どこを値引きするかが特定できず、正しい補助対象経費が算定できないことで、申請書を受理できません。 どの項目でいくら値引きされるか分かる状態の見積書を用意してください。
33	補助対象経費	介護ソフトや介護ロボット等の購入形態による補助をどのように考えるか。	一括購入や使用権の期限がないもの …全額を補助対象とする。 支払いが月額払いのもの …当該年度分を補助対象とする（交付決定日から年度末まで） 支払いが年額払いのものや使用権に期限があるもの …1年分を基本とするが、数年分一括で当該年度中に行う場合は全額補助対象とする。（5年ライセンス一括払い等）
34	補助要件	「職員の賃金へも適切に還元することとし、その旨を職員等に周知すること」とあるが、想定している周知の方法はあるか。	特に周知方法等について定めはありません。
35	補助要件	SECURITY ACTIONの宣言は、法	単一事業所を運営する場合は法人として宣言を行

		<p>人単位・事業所単位のどちらで行えばよいか。</p> <p>(既に法人本部が宣言を行っており、事業所単位では、法人番号がない)</p>	<p>うことになります。</p> <p>複数事業所を運営する法人の場合は、事業所単位で法人番号がないと考えられるため、各事業所は「個人事業主」として申し込みください。</p> <p>なお、本要件はテクノロジーを活用するための基本的素養として規定したものであり、介護ロボットのための導入であっても宣言が必要です。</p>
36	補助要件	<p>「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言することが要件となっているが、宣言をしたことが分かるものとしてはどのようなものを提出したら良いか。</p>	<p>①自己宣言申し込み後に送付される「自己宣言完了のお知らせメール」の写し</p> <p>②自己宣言申し込み後1～2週間後に送付される「申込受理のご連絡」メールの写し</p> <p>③「自己宣言者サイト」にログインし、「利用者情報」や「自己宣言状況」が分かる画面の写しのいずれかを提出してください。</p>
37	交付決定後	<p>交付決定を受けたが、申請内容の機器等が在庫切れになり購入ができなくなった。</p> <p>同等品を購入したいと思うが、引き続き補助金の対象となるか。</p>	<p>欠品が生じた場合、速やかに県まで御相談ください。やむを得ない事情があり、当初の交付決定から大きく異なる場合は、同等品の購入を補助の対象とできる可能性があります。この場合、変更交付申請の手続きを行っていただく場合がありますので、欠品等の事態が発生した場合は、お早めにご相談ください。</p> <p>なお、令和7年2月28日(金)までに納品・支払し、実績報告できない場合は、当補助金を受けることはできません。</p>
38	交付決定後	<p>交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別のものを追加購入したりしてもよいか。</p>	<p>交付決定額との差額が生じても、その差額で購入する機器の台数を増やしたり、別のものを購入したりすることはできません。</p>